

女川町民間賃貸住宅新築支援金

町への居住を希望する方の住居を安定的に確保するため、民間賃貸住宅（アパートや、戸建ての貸家など）を町内に新築する方に対し、建築費への支援金を交付します。

1 対象要件など

次の（１）から（３）をすべて満たす場合、支援金の対象となります。

（１）対象となる民間賃貸住宅の定義

建築する民間賃貸住宅は、次のすべてに該当する必要があります。

- ① ２戸以上の一戸建て又は１棟あたり４戸以上の長屋もしくは共同住宅であるもの
- ② 敷地内に住戸１戸あたり１台以上の駐車場が確保されているもの
- ③ 各戸に専用の玄関、トイレ、浴室及び台所が設置されているもの
- ④ 組立式仮設建築物などの簡易なものでないもの
- ⑤ 上水道、公共下水道などに接続しているもの
- ⑥ 建築基準法その他関係法令の基準に適合しているもの
- ⑦ その他建築仕様等について、町が定める基準を満たすもの

（２）対象者の要件

次のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 町内に民間賃貸住宅を建設し、所有者となる法人または個人であること。
- ② 市区町村民税の滞納がないこと。
- ③ 女川町暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

（３）支援の要件

次のすべてに該当する場合、対象となります。

- ① 新築（増築、改修したもの及び中古資材を使用したものは除く。）であること。
- ② 建築基準法第６条第１項に規定する建築確認の申請を要する建築物であること。
- ③ 支援金の交付を受けた日から起算して１０年を経過する日までの間民間賃貸住宅の用に供すること。
- ④ 支援対象者が法人の場合は、会社法第４２３条に規定する当該法人の役員等または当該法人の社員が入居しないこと。
- ⑤ 支援対象者が個人の場合は、当該個人または当該個人の３親等以内の親族が入居しないこと。
- ⑥ 他の公共事業による助成金などを受けて建設するものでないこと。

2 支援金額

建築費に民間賃貸住宅の種類に応じた率を乗じた額（千円未満切り捨て）が支援金額となります。

（１）一戸建て １００分の３０

（２）長屋又は共同住宅 １００分の２０

※ 建築費については、居住の用に供する建物部分に限ります。

※ 原則として建築基準法等において構造上問題のないものが対象となります。

3 必要書類等

【A 交付申請時】 ※必ず着手前に申請してください。

- ① 女川町民間賃貸住宅新築支援金交付申請書（様式第1号）
- ② 設計図書（位置図、配置図、平面図、立面図、建物全体、各戸の求積図等）
- ③ 見積書（支援金対象工事の施工内容及び積算内容を確認できるもの）
- ④ 建築基準法第6条に規定する確認の申請書類または確認済証の写し
- ⑤ 土地の登記事項証明書（借地の場合は、土地の賃貸借契約書の写し）
- ⑥ 交付申請者が個人の場合は、住民票、所得証明書及び市区町村民税の納税証明書
- ⑦ 交付申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書、直近の決算書類及び市区町村民税の納税証明書
- ⑧ 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ⑨ その他町長が必要と認める書類

【B 建築工事着手時】

女川町民間賃貸住宅新築支援金工事着手届（様式第4号）

【C 建設工事中】 ※工事内容に変更がある場合のみ申請してください。

- ① 女川町民間賃貸住宅新築支援金変更等承認申請書（様式第5号）
- ② 変更後の見積書及び設計書の写し（支援金対象工事の施工内容及び積算内容を確認できるもの）
- ③ 変更後の施工箇所の写真
- ④ その他町長が必要と認める書類

【D 実績報告時】 ※建物の登記完了後30日以内に報告してください。

- ① 女川町民間賃貸住宅新築支援金実績報告書（様式第7号）
- ② 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- ③ 土地及び家屋の表示に関する登記事項証明書の写し
- ④ 工事請負契約書の写し（民間賃貸住宅を所有者が自ら施工する場合を除く。）
- ⑤ 建物、付帯設備等の支払い領収書の写し（民間賃貸住宅を所有者が自ら施工する場合は、事業費の支出を証する書類）
- ⑥ 建物、付帯設備等の完成写真（内部及び外部を撮影したもの）
- ⑦ 入居募集及び住宅管理に関する書類
- ⑧ その他町長が必要と認める書類

【E 支援金請求】

女川町民間賃貸住宅新築支援金交付請求書（様式第9号）

4 申請の流れ

